

一 般 質 問 通 告 書

令和8年6月9日（から令和8年6月19日まで）の第2回古河市議会定例会において、古河市議会会議規則第62条第2項の規定により、一般質問の通告をします。

なお、質問方式は、古河市議会基本条例第11条第1項に規定する（一括質問一括答弁方式 ・ 一問一答方式）で行います。

大項目	質問事項	質問要旨(具体的内容)	答弁を求める者
1. 重層的支援体制について	(1) 不登校の児童生徒の実態について（市在住高校生も含む）	①不登校児童生徒の全体人数と事由について ②不登校児童生徒への支援体制と確かな学びの保障について ③市在住高校生への支援体制は、県案件として別扱いなのか、県教育委員会との連携は可能なのか、市として支援できることについて	市長 教育長 所管部長
	(2) ヤングケアラーの児童生徒（高校生も含む）への支援体制について	①ヤングケアラーの児童生徒の実態について ②早期発見につながる機会について ③ケアが必要な対象者について ④ケアを担うことにより不登校になった児童生徒の人数と事由、解決に向けた支援体制について	市長 教育長 所管部長

大項目	質問事項	質問要旨(具体的内容)	答弁を求める者
	<p>(3) ケアの必要な保護者等への支援について</p> <hr/> <p>(4) ヤングケアラーが抱える課題解決に向けた方策について</p>	<p>① 保護者等への支援として、どのような社会的資源があるのか、現在行っている支援体制について</p> <hr/> <p>① 学校で受けられる支援について ② スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーが担う役割とその違いについて ③ 保護者等に対するケースワーカー、ソーシャルワーカーの対応について ④ スクールソーシャルワーカーの常駐体制可否について ⑤ トータル的な解決、「非認知能力(生きる力)」の形成に向け、重層的支援体制として、関係機関との連携をはじめ何をすべきか</p>	<p>市長 教育長 所管部長</p> <hr/> <p>市長 教育長 所管部長</p>